

第12回新型コロナウイルス対策本部会議 本部長指示

令和2年5月22日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 市長 若林 洋平

5月21日に大阪府・京都府・兵庫県の関西3府県の緊急事態宣言が解除された。しかしながら依然として首都圏では緊急事態宣言が発令中であり、首都圏である神奈川県に隣接している当市の感染リスクを鑑みて、気を緩めることなく、以下の点について取り組む。なお、今後の感染状況によって随時見直すものとする。

- (1) 休校・休園としていた小中学校や公立幼稚園については、6月1日から再開することとし、再開に向けて5月25日から29日の間は分散登校及び時差登校を実施し、スムーズに学校生活が再開できる準備期間とする。
- (2) 公共施設については学校の再開を受けて、6月1日から次の条件を付して再開する。
  - ・利用者は原則静岡県民のみとし、県外在住者には使用及び入館・入場の自粛を求めること
  - ・感染拡大防止対策の観点から、利用可能な人数については利用者が各施設に確認すること
  - ・各施設の利用条件は、規模や状況に応じて判断すること。ただし、万全の感染防止体制を確保することとし、十分な感染防止体制ができない施設は再開しないこと
  - ・万一の状況に備えるため、利用者の住所・氏名を記録することとし、主催者は協力すること
  - ・予約受付に際しては、今後の状況によりキャンセルとなる場合があることを周知徹底すること
  - ・県外利用者が中心となるキャンプ場等は、首都圏の緊急事態宣言の解除後、2週間の経過を設けて予約を再開すること
- (3) 市主催のイベント等については、準備を伴うことから8月19日までは中止又は延期とする。
- (4) 飲食店については、首都圏の緊急事態宣言の解除後の2週間は、引き続き市が示した県外からの来客自粛の掲示と感染拡大防止対策を徹底するよう要請する
- (5) ナイトクラブ・バーなどについては、6月1日に自粛要請を解除するが、首都圏の緊急事態宣言解除後の2週間は、市が示した県外からの来客自粛の掲示と感染拡大防止対策を徹底するよう要請する。
- (6) 発熱外来における感染防止を図るため、市内に新型コロナウイルス感染の有無を調べるPCR検査場の設置を推進する。

- (7) 医療物資不足に伴い、各種団体や組合に依頼していたマスク・防護服・グローブ等の医療用衛生物資については、多くのご寄付が寄せられていることに深く感謝するとともに、引き続き支援をお願いする。
- (8) 市民に対して、まず感染しないための行動をとることが何より大切なことから、以下の点についてお願いする。
- ・県外への移動をできる限り自粛、特に東京都をはじめとする特定警戒都道府県への移動の最大限自粛
  - ・市内においては、必要な経済活動は再開するが、感染拡大防止のため「新しい生活様式」などを実践した感染防止
  - ・地域のやむを得ない会合は、十分な感染防止対策を取った上で、必要最低限の人数で実施する
  - ・自分が感染しない行動が、医療従事者への応援と感謝に繋がること
- (9) 新型コロナウイルスの影響で著しく売り上げの減少した事業主に適用する、持続可能支援事業の実施に向けて検討する。
- (10) 市職員は、国や県と連携を密にして、特別定額給付金などの様々な支援制度について、いち早く正確な情報を市民に伝えるとともに、市民生活を考慮して迅速かつ適切な対応を取ること。